

(老齢厚生年金の請求等)
第百十四条 老齢厚生年金(連合会が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで(同規則第三十条第一項第三号口、第五号、第六号及び第十一号口、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(老齢厚生年金の請求等)
第百十四条 老齢厚生年金(連合会が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで(同規則第三十条第一項第三号口、第五号、第六号及び第十一号口並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

附則
 この省令は、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第二百二十二号)の施行の日から施行する。

○文部科学省令第四十号
 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年十一月九日
 文部科学大臣 林 芳正

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令
 本則(第四十二条を除く)中「同規則」を「同令」に改める。
 第四十二条中「まで並びに」を「まで及び」に、「同規則」を「同令」に、「及び第六号」を「、第六号及び」に改め、「第二項第三号の二」の下に「及び第四号の三」を加え、「及び第三十一条の二第二項まで」を「第三十一条の二第二項」に改め、「から第四号」の下に「まで」を加える。

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二百二十二号
 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第百五条第三項、第百九条の四第一項第三十八号及び第百十条並びに厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百一条の規定に基づき、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年十一月九日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

国民年金法施行規則の一部改正
 (国民年金法施行規則の一部改正)
第一条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

(裁定の請求の特例)
第十六条の二 (略)
 2 前項の裁定の請求を行った場合において、第十七条の二の四第一項の規定により同項の届書を提出しなければならないときは、受給権者は、前項の裁定の請求を行った後速やかに提出するものとする。

(裁定の請求の特例)
第十六条の二 (略)
 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 一 六十五歳に達したときに共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者である場合は、第十七条の六第一項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した書類
 二 昭和六十年改正法附則第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に該当する者である場合(配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金又は同項第二号に規定する障害共済年金の受給権者であつて、受給権者が特別支給の老齢厚生年金を受ける権利の裁定の請求を行った時に当該配偶者が当該退職共済年金又は障害共済年金を受け権利の決定を受けていなかった場合に限り)、第十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を記載した書類並びに同条第二項各号に掲げる書類

改正後	改正前
-----	-----

355 (略)

6 第一項又は第三項の裁定の請求は、老齢基礎年金の受給権者が同時に老齢厚生年金の受給権を有する場合（厚生年金保険法第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うときを除く。）においては、厚生年金保険法第三十三条の規定による当該老齢厚生年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項又は第三項の請求書に記載することとされた事項及び第四項の規定により第三項の請求書に添えなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の請求書に記載し、又は同項の請求書に添えることを要しないものとする。

(加算事由該当の届出)

第十七条の二の四 老齢基礎年金の受給権者は、六十五歳に達した日において、昭和六十年改正法附則第十四条第一項の規定に該当したときは、老齢基礎年金の裁定の請求を行った後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、厚生年金保険法施行規則第三十条第一項の請求書と同条第二項第四号の三に掲げる書類を添えたとき（当該老齢基礎年金の裁定の請求時において配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付を受けており、かつ、当該書類に記載された事項に変更がない場合に限る。）その他の当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項の規定に該当したことを厚生労働大臣が確認できるときは、この限りでない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の基礎年金番号

六 経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類

二 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 受給権者が配偶者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

355 (略)

6 第一項又は第三項の裁定の請求は、老齢基礎年金の受給権者が同時に老齢厚生年金の受給権を有する場合（厚生年金保険法第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うときを除く。）においては、厚生年金保険法第三十三条の規定による当該老齢厚生年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項又は第三項の請求書に記載することとされた事項及び第二項又は第四項の規定により第一項又は第三項の請求書に添えなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項から第四項までの規定にかかわらず、第一項又は第三項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

(新設)

第十七条の三 老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、速やかに、これを機構に提出しなければならない。

(加算事由該当の届出)

第十七条の三 老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

(法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)
第九十九条 法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一 一五 (略)

五の二 第十七条の二の四第一項の規定による確認

六 二五 (略)

一 氏名、生年月日及び住所

一の二 基礎年金番号

二 老齢基礎年金の年金証書の年金コード

三 配偶者の氏名及び生年月日

四 配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号

五 経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類

二 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三 受給権者が配偶者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

(法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)
第九十九条 法第九十九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一 一五 (略)

(新設)

六 二五 (略)

第二 (厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第二条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(裁定の請求)

第三十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 一四の二 (略)

四の三 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有している受給権者(経過措置政令第二十五条各号に掲げる給付を受ける権利を有する者を除く。)にあつては、次に掲げる書類

イ 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類

改 正 前

(裁定の請求)

第三十条 (略)

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 一四の二 (略)

(新設)

